

「情報公開文書」

受付番号：2018-4-078

課題名：地域住民コホート、三世代コホートおよび佐渡コホートを活用した生活習慣病関連遺伝子の探索

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構・教授・長崎 正朗

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画の地域住民コホートおよび、三世代コホートに参加した全員（成人）

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2018年3月（倫理委員会承認後） ～ 2021年3月

【研究目的】

脳卒中や心筋梗塞はわが国において最も頻度の高い死因の一つです。様々な生活習慣病はこれら疾患の原因であり、環境要因ならびに遺伝的要因に左右されると考えられます。この研究では、新潟大学が行っている佐渡コホート調査で取得された、全ゲノムタイピング情報と診療情報を整理し、得られた属性情報との統合解析を進めることで、関連要因の探索を行います。同結果を東北メディカル・メガバンク機構ならびにいわて東北メディカル・メガバンク機構が行っている地域住民コホート・三世代コホートでレプリケート研究などの比較解析を実施することで、生活習慣病の病態解明や予防の推進の一助となります。

【研究の方法】

佐渡プロジェクトでリクルートされた参加者のうち全ゲノム領域のゲノム情報を取得した検体について、加齢性疾患を中心とした属性情報についてのゲノム情報の統合解析をおこないます。

東北メディカル・メガバンク計画のコホート参加者において、同等の属性情報を取得している場合、佐渡プロジェクトで見出された関連因子についてのレプリケート研究を必要に応じて実施します。

また、佐渡コホート調査の参加者と集団構造が異なることが考えられるため、集団構造を考慮した比較解析を行います。より精度の高い解析を行うことで、生活習慣病の病態解明や予防の推進の一助となります。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：全ゲノム配列情報、SNP アレイ情報、属性情報、アンケート情報、検査値情報、オミックス情報（分譲ロードマップが設定されたメタボローム情報、トランスクリプトーム情報、プロテオーム、メタゲノム情報）

4. 外部への試料・情報の提供

上記情報は新潟大へ提供され、新潟大学のデータと共に、新潟大学・東北大学双方でとりまとめが行われます。とりまとめを行った統計情報（ジェノタイプ頻度情報など）については、研究成果の発表を行います。

5. 研究組織

【共同研究機関および研究責任者名】

新潟大学 医学部 腎・膠原病内科学 教授・成田 一衛

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-728-5162

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合